

平成 25 年 12 月 13 日

平成 25 年度補正予算(第 1 号)に伴う対応

標記については、別添のとおり地方公共団体に連絡しました。

(連絡先)

自治財政局財政課

担当：村岡財政企画官、高梨係長

代表：03-5253-5111 (内線23314、23323)

直通：03-5253-5612

FAX：03-5253-5615

事 務 連 絡

平成25年12月12日

各都道府県財政担当課  
各都道府県市町村担当課  
各都道府県議会事務局  
各指定都市財政担当課  
各指定都市議会事務局

} 御中

総務省自治財政局財政課

平成25年度補正予算（第1号）に伴う対応について

政府は、平成25年12月12日に、平成25年度補正予算（第1号）の概算について閣議決定したところであります。

これに伴う財政措置等として別紙のとおり講じることを予定しておりますので、お知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかに措置の内容を御連絡いただくようお願い申し上げます。

**【担当】**

総務省自治財政局

財政課財政計画係 高梨

電話 03-5253-5612

(別 紙)

## 第1 国の補正予算

本日、政府は平成25年度補正予算（第1号）の概算について閣議決定し（別添資料参照）、次期通常国会に提出する予定である。

今回の補正予算においては、歳出面で、「好循環実現のための経済対策」（平成25年12月5日閣議決定。以下「経済対策」という。）に沿って、競争力強化策関連経費1兆3,980億円、女性・若者・高齢者・障害者向け施策関連経費3,005億円、防災・安全対策の加速関連経費1兆1,958億円等を追加計上するほか、既定経費の減額1兆5,334億円の修正減少額を計上している。また、歳入面で、税込2兆2,580億円、税外収入3,659億円、前年度剰余金受入9,108億円等を追加計上等している。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成25年度当初予算に対し、5兆4,654億円増加し、9兆8,770億円となっている。

## 第2 補正予算に係る財政措置等

### 1 通常収支分

今回の補正予算においては、国税の増収見込み等に伴い地方交付税の増が見込まれるとともに、歳出の追加に伴う地方負担が生じること等から、以下のとおり財政措置を講じる予定である。

#### (1) 地方交付税

今回の補正予算において、地方交付税法第6条第2項の規定に基づき増額される平成25年度分の地方交付税の額1兆1,608億円（平成24年度精算分4,176億円、平成25年度国税五税の自然増に伴うもの7,432億円）については、平成25年度において普通交付税の調整額の復活に要する額2,590億円を交付することとしたうえで、残余の額1兆1,349億円について平成26年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付する措置を講じることにしていること。

#### (2) 追加の財政需要

① 今回の補正予算により平成25年度に追加される投資的経費に係る地方負担額については、原則として、地方負担額の100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の50%（当初におけ

る地方負担額に対する算入率が50%を超えるものについては当初の算入率)を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、原則として、単位費用により措置することとしていること。

なお、詳細については、別途お知らせすることとしていること。

- ② 地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額(4,700億円)の一部により対応することとしていること。

(3) がんばる地域交付金(地域活性化・効果実感臨時交付金)

経済対策において、アベノミクス効果の全国への波及が求められる中で、景気回復が波及していない財政力の弱い市町村が行う地域活性化に向けた事業に対して、「がんばる地域交付金(地域活性化・効果実感臨時交付金)」を交付することとされていること。

がんばる地域交付金の総額は、870億円とされており、各市町村への交付限度額は、今回の補正予算に計上された公共事業等の地方負担額等に応じて算定されること。

がんばる地域交付金の充当対象は、各市町村が策定するがんばる地域交付金に係る実施計画に掲載された事業のうち、地方単独事業の所要経費、国庫補助事業(法令に国の補助負担割合が規定されていないものに限る。)の地方負担分としており、各市町村の申請に基づいて、交付限度額を上限として交付額が決定されること。

なお、詳細については、別途お知らせすることとしていること。

2 東日本大震災分

東日本大震災に係る復旧・復興事業や全国防災事業に係る地方負担額については、以下のとおり財政措置を講じる予定である。

(1) 復旧・復興事業

- ① 東日本大震災復興交付金事業等(公営住宅建設事業を除く。)に必要な経費に係る地方負担額については、震災復興特別交付税により全額を措置することとしていること。
- ② 上記①以外の事業(公営住宅建設事業及び災害援護貸付金を受けて実施する事業)に係る地方負担額については、通常どおりの扱いとすることとしていること。

(2) 全国防災事業

防災対策推進学校施設環境改善交付金事業に係る地方負担額については、その100%まで地方債（全国防災事業）を充当できることとし、後年度における元利償還金の80%を公債費方式により基準財政需要額に算入することとしていること。

- 3 上記1(1)及び2(1)①の措置を講じるため、「地方交付税法の一部を改正する法律案」を国会に提出する予定である。

なお、経済対策においては、「本経済対策の効果が速やかに発現し、消費税率引上げに伴う反動減に適切に対応できるよう政府を挙げて迅速に対策の具体化を図るとともに、地方公共団体に対しても速やかな対応を要請する。」とされていることに留意されたい。

## 平成25年度一般会計補正予算（第1号）等について

平成25年12月12日

(単位 億円)

## 第一 一般会計予算の補正

## 1 歳出の補正額

(歳出の追加額)

(1) 競争力強化策	13,980
(2) 女性・若者・高齢者・障害者向け施策	3,005
(3) 防災・安全対策の加速	11,958
(4) 低所得者・子育て世帯への影響緩和、 駆け込み需要及び反動減の緩和	6,493
(5) 東日本大震災復興特別会計へ繰入	19,308
(6) 地方交付税交付金	11,608
(7) その他の経費	3,636
計	69,988

(歳出の修正減少額)

(1) 既定経費の減額	△ 14,834
(2) 予備費の減額	△ 500
計	△ 15,334

合	計	54,654
---	---	--------

## 2 歳入の補正額

(歳入の追加額)

(1) 租 税 及 印 紙 収 入	23,440
(2) そ の 他 収 入	3,963
(3) 公 債 金	12,390
(4) 前 年 度 剰 余 金 受 入	28,381
計	68,174

(歳入の修正減少額)

(1) 租 税 及 印 紙 収 入	△	860
(2) そ の 他 収 入	△	269
(3) 特 例 公 債 金	△	12,390
計	△	13,519

合	計	54,654
---	---	--------

(備考) 上記の補正により、平成25年度一般会計歳入歳出予算総額は、それぞれ 980,770億円となる。

なお、計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

## 第二 特別会計予算の補正

東日本大震災復興特別会計、財政投融资特別会計など13特別会計について、所要の補正を行う。

## 第三 政府関係機関予算の補正

株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正を行う。

平成25年度補正予算フレーム

(単位：億円)

歳 出	歳 入
1. 競争力強化策関連経費	1. 税収
13,980	22,580
2. 女性・若者・高齢者・障害者向け施策関連経費	2. 税外収入
3,005	3,659
3. 防災・安全対策の加速関連経費	3. 公債金
11,958	—
4. 低所得者・子育て世帯への影響緩和、駆け込み 需要及び反動減の緩和関連経費	4. 前年度剰余金受入
6,493	9,108
5. 地方交付税交付金	
11,608	
6. その他の経費	
3,636	
7. 既定経費の減額	
▲ 15,334	
8. 東日本大震災復興特別会計へ繰入	5. 前年度剰余金受入 (復興財源)
	19,273
	6. 税外収入 (復興財源)
	35
合 計	合 計
54,654	54,654

(注1) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

(注2) 公債金について、建設国債を増額し、赤字国債を減額する。

(注3) 経済対策の国費：54,956億円 (一般会計の歳出1.～4.及び8.並びに特別会計(財政投融資特別会計投資勘定等)の歳出212億円の合計)

(注4) 東日本大震災復興特別会計へ繰入のうち、8,000億円は復興特別法人税の前倒し廃止に伴う復興財源の補填、11,308億円は復興事業の財源確保。これらのうち、8,446億円(財政法第6条の純剰余金の1/2に相当)については復興債の償還財源に充てられる。

(参考) 財政投融資計画において、株式会社日本政策金融公庫等に対し、1,308億円を追加する。

(別添資料)